



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

- 1 別添1別紙36「睡眠薬」中「スボレキサント」の下に「レンボレキサント」及び「メラトニン」を加える。
- 2 別添 1 別紙 36 「抗精神病薬」中「〇 ブレクスピプラゾール」の下に「〇 ルラシドン塩酸塩」 を加える。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
別紙 36	別紙 36
睡眠薬	睡眠薬
ブロモバレリル尿素	ブロモバレリル尿素
抱水クロラール	抱水クロラール
エスタゾラム	エスタゾラム
フルラゼパム塩酸塩	フルラゼパム塩酸塩
ニトラゼパム	ニトラゼパム
ニメタゼパム	ニメタゼパム
ハロキサゾラム	ハロキサゾラム
トリアゾラム	トリアゾラム
フルニトラゼパム	フルニトラゼパム
ブロチゾラム	ブロチゾラム
ロルメタゼパム	ロルメタゼパム
クアゼパム	クアゼパム
アモバルビタール	アモバルビタール
バルビタール	バルビタール
フェノバルビタール	フェノバルビタール
フェノバルビタールナトリウム	フェノバルビタールナトリウム
ペントバルビタールカルシウム	ペントバルビタールカルシウム
トリクロホスナトリウム	トリクロホスナトリウム
リルマザホン塩酸塩水和物	リルマザホン塩酸塩水和物
ゾピクロン	ゾピクロン
ゾルピデム酒石酸塩	ゾルピデム酒石酸塩
エスゾピクロン	エスゾピクロン
ラメルテオン	ラメルテオン
スボレキサント	スボレキサント
レンボレキサント	
<u>メラトニン</u>	
抗精神病薬(○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤)	抗精神病薬(○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤)
<定型薬>	<定型薬>
クロルプロマジン塩酸塩	クロルプロマジン塩酸塩
クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩	クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩

ペルフェナジンフェンジゾ酸塩 ペルフェナジンフェンジゾ酸塩 ペルフェナジン ペルフェナジン ペルフェナジンマレイン酸塩 ペルフェナジンマレイン酸塩 プロペリシアジン プロペリシアジン フルフェナジンマレイン酸塩 フルフェナジンマレイン酸塩 プロクロルペラジンマレイン酸塩 プロクロルペラジンマレイン酸塩 レボメプロマジンマレイン酸塩 レボメプロマジンマレイン酸塩 ピパンペロン塩酸塩 ピパンペロン塩酸塩 オキシペルチン オキシペルチン スピペロン スピペロン スルピルド スルピルド ハロペリドール ハロペリドール ピモジド ピモジド ゾテピン ゾテピン チミペロン チミペロン ブロムペリドール ブロムペリドール クロカプラミン塩酸塩水和物 クロカプラミン塩酸塩水和物 スルトプリド塩酸塩 スルトプリド塩酸塩 モサプラミン塩酸塩 モサプラミン塩酸塩 ネモナプリド ネモナプリド レセルピン レセルピン △ ハロペリドールデカン酸エステル △ ハロペリドールデカン酸エステル △ フルフェナジンデカン酸エステル △ フルフェナジンデカン酸エステル <非定型薬> <非定型薬> ○△リスペリドン ○△リスペリドン ○ クエチアピンフマル酸塩 ○ クエチアピンフマル酸塩 ○ ペロスピロン塩酸塩水和物(ペロスピロン塩酸塩) ○ ペロスピロン塩酸塩水和物(ペロスピロン塩酸塩) ○ オランザピン ○ オランザピン ○△アリピプラゾール(アリピプラゾール水和物) ○△アリピプラゾール(アリピプラゾール水和物) ○ ブロナンセリン () ブロナンセリン ○ クロザピン ○ クロザピン ○ パリペリドン 〇 パリペリドン ○△ パリペリドンパルミチン酸エステル ○△パリペリドンパルミチン酸エステル ○ アセナピンマレイン酸塩 ○ アセナピンマレイン酸塩 ○ ブレクスピプラゾール ○ ブレクスピプラゾール ○ ルラシドン塩酸塩